

第三者評価事業の運営に関する規程

特定非営利活動法人 エイジコンサーン・ジャパン

第1条（目的）

福祉サービスの質の向上を目指し、専門的及び市民的視点より、公正・中立に第三者評価事業を営むことを目的とする。

第2条（担当部署・所在地）

担当部署は福祉サービス第三者グループとし、所在地を大阪市住之江区南港北2丁目1番地10号に置く。

第3条（評価者）

評価者は4名以上とする。なお評価者については、(ア) 組織運営管理業務に3年以上の経験を有している者、(イ) 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者を、それぞれ2名以上置く。

2. 評価者とは大阪府の実施する評価者研修修了者をいう。

第4条（全体責任者）

全体責任者として理事を1名置く。

第5条（苦情対応）

苦情窓口を設置し、苦情受付担当者を1名、苦情解決責任者として理事を1名を置く。

第6条（分野）

当該評価機関は高齢者福祉サービス・障がい者福祉サービス・児童福祉サービスの分野を対象とする。

第7条（倫理規程）

サービス利用者及びその家族の意思に十分配慮し、守秘義務に関する内容を含む倫理規程を別途定める。

第8条（契約・料金）

特定非活動法人エイジコンサーン・ジャパンは、福祉サービス事業者と第三者評価実施に関する契約を締結する。料金を別途定める。

第9条（実施要領）

第三者評価の実施方法に関する実施要領を別途定める。

第10条（研修）

第三者評価機関として事業者、利用者からの信頼をより高めるために、第三者評価に関する研修を継続して行う。

第11条（客観性）

評価者が関係有する福祉サービス事業者の評価業務に従事・関与させない。

2. 評価機関は、請負等の取引関係を有している福祉サービス事業者の評価は行わない。

第12条(委託禁止)

実施する第三者評価事業は第三者に委託しない。

第13条(個人情報保護)

個人情報保護に関する規程を別途に定める。

附 則

この規程は平成17年10月21日より施行する。

この規程は平成21年 2月16日より施行する。

この規程は平成26年10月10日より施行する。